

裁判員経験者の意見交換会（第8回）議事録

- 1 開催日時 平成30年10月5日（金）
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 山口地方裁判所大会議室（本館3階）
- 3 出席者 山口地方裁判所 第3部総括判事 井野憲司
同 第3部判事補 福本晶奈
山口地方検察庁 検事 寺田太郎
山口県弁護士会 弁護士 小澤亮平
裁判員経験者1番（50代 女性）
裁判員経験者2番（60代 男性）
裁判員経験者3番（30代 男性）
裁判員経験者4番（60代 男性）
裁判員経験者5番（40代 女性）
裁判員経験者6番（30代 男性）
裁判員経験者7番（50代 男性）
- 4 議事内容

司会者（井野裁判官）

本日はお忙しい中、裁判員経験者7名の皆様に御出席をいただいております。本当にありがとうございます。

本日の司会進行は、山口地方裁判所刑事部裁判官の井野が務めさせていただきます。皆様とは裁判員裁判を御一緒して以来でございますが、本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、本日は検察庁、弁護士会、裁判所からも1名ずつ参加していただいておりますので、簡単に自己紹介をお願いできればと存じます。よろしくお願いいたします。

法曹三者（寺田検察官）

皆さん初めまして、山口地方検察庁検事の寺田と申します。本日話題となる裁判員裁判に直接立ち会ったわけではございませんが、皆様から御経験を踏まえた忌憚のない御意見をお聞かせいただき、検察官の今後の活動に生かして参りたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

法曹三者（小澤弁護士）

山口県弁護士会の弁護士の小澤と申します。1年ほど前に裁判員裁判を担当させていただきました。本日はその裁判を経験された方もいらっしゃるということで、是非とも参考になる御意見を頂ければと思っております。本日はよろしくをお願いいたします。

法曹三者（福本裁判官）

山口地方裁判所裁判官の福本と申します。皆様とは裁判員裁判を御一緒させていただきました。本日は皆様と一緒にいろいろと振り返りながら勉強させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

司会者（井野裁判官）

それでは意見交換会を進めさせていただきますけれども、平成21年5月に裁判員制度が始まり、早くも9年余りが経過しました。この間、山口地方裁判所におきましても数多くの裁判員裁判が行われ、検察庁、弁護士会、裁判所、それぞれの立場で、よりよい裁判を目指して工夫を積み重ねてきました。

本日は、実際に裁判員裁判を経験していただいた7名の皆様から率直な御意見を伺って参考とさせていただき、来年5月の裁判員制度10周年とその先を見据えて、更なる改善に向けて取り組んで参りたいという心意気で臨んでおります。改めまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

これからの進行ですが、それぞれ御参加いただいた裁判員裁判事件について、全般的な御感想や印象を始め、選任手続、証拠調べ、評議等についていろいろとお話を伺い、最後に、これから裁判員になられるであろう多くの方々に向けて、元気の出るメッセージをいただければ大変ありがたいと思っております。

それでは、まずはお話しになりやすいところから、裁判員裁判に参加されての全般的な感想や印象について、率直なところをお聞かせいただければと存じます。

なお、皆様のことは、1番の方、2番の方と呼ばせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。では、最初の最初でございますし、どうしても1番の方からとなりやすく恐縮ですが、順次、お願いできますでしょうか。

裁判員経験者（1番）

裁判員候補者に選ばれて、それまで全く裁判に興味がありませんでしたので、どうしようかと大変悩んだのですが、子供に勧められ、一生に1回あるかないかの経験ではないかということで、恐る恐る裁判所に行きました。裁判員に選ばれて事件を担当しましたが、勉強になったと言えば勉強になりましたし、事件の内容にもよるかとは思いますが、何か恐ろしいイメージもありました。

ただ、自分では分からないところを裁判官から誰にでも分かるように説明してもらったこともあって、全然分からない私たちでも分かるんだなという確信めいたものが生まれ、すごくよい経験になったというのが一番の印象です。

もし裁判員に選ばれたら、是非、断らないでやってみてくださいと思っておりまして、職場でも声を大にして言っております。

裁判員経験者（2番）

一番感じたのは、すごい確率で裁判員に当たったんだなということです。それから、職場から特別休暇という形で送り出していただいた点は本当にありがたかったですし、8名の裁判員、補充裁判員の方と3名の裁判官が一緒になって、すごく和やかに、仲間意識を持って自由に物が言える雰囲気の中で、本当に貴重な6日間を過ごすことができたと感じております。

裁判員経験者（3番）

ちょうど1年前、まさにこの時期に参加させていただきましたが、本当にざっくばらんに話し合える環境をみんなで作っていったと思っております。もと

もと裁判員制度には興味がありましたので、今回運よく参加することができ、本当にいい経験をさせていただいたなと思っています。実際に参加してみると、思っていたような堅苦しいイメージはありませんでしたので、これから先参加される方には、余り重たく考えないで参加していただければと考えています。

裁判員経験者（４番）

まさかお呼びがかかるとは思ってもおりませんでした。裁判にはもともと興味があって、傍聴席から何回か様子を見たことはあったのですが、現実には裁判員となってみて、裁判官や裁判所の方々の職責の重さを非常に感じるようになりました。

私が経験したのは1週間足らずですが、時間が短いようで長かったように感じます。被告人を裁判に呼び出し、刑務所に入れる入れない、そういう判断に関わり、周囲からは裁判員になって大変なことをやったねと言われます。なかなか周囲に裁判の重みを伝えていくことは難しいように感じていますが、これからも自分の経験を伝えていきたいと思っています。

裁判員経験者（５番）

正直なところ、裁判員の候補者に選ばれるとも思っておりませんでしたので、まずは職場に何と言おうかというのが正直なところでした。特別休暇扱いにさせていただきましたが、上司も周りの社員もかなり驚いていました。家族にも説明はしましたけれども、職場を含め周囲に経験者がいませんでしたので、どうなるのだろうという不安が正直ありました。裁判が終わるまで、車での長距離の移動が負担だった面もありますし、判決の前日は全く眠れなかったというのが実際のところでした。

とはいえ、今回、裁判員として携わることができまして、それまでは裁判に興味がなかったのに、他の事件に関する報道に関心を持てるようになりましたし、自分の人生がちょっと変わったんじゃないかなとも思っています。裁判員になるのは嫌だと思っておられる方もたくさんいらっしゃると思いますが、一

度経験することによって、これからの人生に生かせるんじゃないかなと思っています。

裁判員経験者（6番）

裁判員候補者に選ばれたことを知らせる封書が届いて驚きました。何回も封書の内容を確認するうちに、最初の裁判員選任手続に行くんだなという実感が湧いてきました。滅多にない機会ですし、どうせだったら裁判員裁判をしっかりと最後までやり遂げたいと思っておりましたので、裁判員に選ばれたときは正直、嬉しかったです。

実際に裁判員裁判を経験しまして、やっぱりいろいろと見方も変わってきましたし、何よりも皆さんとの意見交換などを通じて、日常生活ではなかなか得られない、非日常的な経験を積ませていただきました。裁判員を経験してからは、裁判についてテレビで報道されているのを見て、手続や意見交換をどんな感じでやったのかなどと考えて、意識するようにもなりました。とてもいい経験ができたと思っています。

裁判員経験者（7番）

皆さんが言われているようなことを思ったわけですが、裁判員裁判の期間中、もっと根詰めて、がしがしと意見交換するのかなと思っていたら、実際のところは、ゆったりとした雰囲気の中で話合いが進んでいきました。そういうセッティングを裁判所の方々にしていただく中で、法律に疎い世間一般の人間が、重荷を減らしながら、他人の人生に関わる一大事について話し合っただけで結論を導くことができたというのは、貴重な体験だったと思います。

また、例えばSNSなどを見ておきますと、非常に重大な事件に対して極刑を訴えるような意見をよく見るわけですが、裁判員をやってみまして、どういうふうに事件の内容を知って結論を出していくのか、判断していくのかというところの重大さを、皆さんにもっと知ってもらいたいなと感じております。

司会者（井野裁判官）

皆様ありがとうございました。まずは大きなところ、御感想からお話しただきましたけれども、これからは少しテーマを絞りながら進めて参ります。

まず、法廷での手続に入る前に裁判員選任手続がございましたが、この選任手続についての御意見について、裁判員候補者に選ばれたという封書が届いてからの、お勤め先や御家族の理解を得るに当たっての御苦勞でも結構ですので、お話を頂ければと思っております。

それでは2番の方、どうぞ。

裁判員経験者（2番）

先ほど、簡単に休みをとって参加できたように話しましたが、やはり仕事の手順はございまして、裁判員裁判に参加している間、自分の仕事を代わって担当してもらったのが実際のところですよ。介護をしている方など、なかなか家を留守にできない方もいらっしゃるのではないかと感じております。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

3番の方、どうぞ。

裁判員経験者（3番）

裁判員選任手続の封書が届いた際に上司に話をしまして、有給休暇を使うことになり、割にすんなりと参加を認めていただきました。上司には、裁判員に選ばれなければ選任手続の翌日から普通に出勤できませんと話していましたが、選ばれそうな予感をひしひしと感じておりましたので、裁判員裁判の全日程を通じて有給休暇を取得できる状態にはしておきました。

休暇の取得のしやすさは、それぞれの御事情によりまちまちだとは思いますが、できる限り裁判員裁判に参加していただければと思っております。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

では、5番の方、どうぞ。

裁判員経験者（5番）

当初は選任手続の日に加えて3日間の審理日程と案内されて、それを前提に休暇を申請していたのですが、後になって実はもう1日審理日程がありますとの連絡が裁判所から入りまして、シフトを組んだりする関係で、対応するのが大変でした。裁判所のミスということでしたが、もっと早く知らせてもらえればと思いました。

司会者（井野裁判官）

御案内のミスに気付くのが遅れまして、大変御迷惑をお掛けしました。この場をお借りして改めてお詫び申し上げます。

6番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（6番）

職場のサポートがあったおかげで、上司と相談して有給休暇を取得することができました。

ただ、自宅から裁判所まで、列車を使って片道2時間ぐらいかけて通う必要がありましたので、往復が負担ではありました。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございました。

1番の方はいかがでしたか。

裁判員経験者（1番）

周囲が協力的でスムーズに事が運びましたので、問題は全然なかったです。

司会者（井野裁判官）

4番の方、いかがでしょう。

裁判員経験者（4番）

既に現役を退いてますが、過去に法律関係の仕事をかじらせてもらった経験もあって、裁判員制度に興味がありましたので、すんなり家族や昔の友人知人に話して、「ほれじゃ行ってこい。」となりました。

もっとも、いざ行くとなると、時間的制限やら何やら、いろいろあったのですが、裁判所に着いてしまえば、あとは担当者からいろいろな説明を受けて、流れの中ですんなりと対処できました。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

7番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者（7番）

裁判員候補者に選ばれた段階で裁判員を務める心の準備はできておりましたし、周囲との関係でも特に苦勞したことは何もありませんでしたので、特にこれといった意見はございません。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

裁判所といたしましても、裁判員候補者に選ばれた方々が少しでも裁判員裁判に参加しやすくなりますよう、アンケート結果等も踏まえまして、今は御覧のような「裁判員候補者の雇用主、上司の皆様へ」という御案内も同封して、職場の方からの裁判員制度や休暇取得等についての理解が得られやすくなるよう努めております。皆様方のときにはこの御案内は同封していなかったのですが、あったほうがよろしかったでしょうか。5番の方、大きくうなずかれましたが、他の方も同様の御感想のようでございますね。引き続き、裁判員裁判に参加しやすい環境整備に努めて参りたいと存じます。

それでは、これからは裁判員に選ばれた後のこと、法廷で行われた手続について、話を進めて参ります。まず、検察官から「冒頭陳述で分かりにくいと感じた点がありましたか。」という御質問を頂いております。振り返っていただきますと、手続の最初のほう、証拠を調べていく前の段階で、皆様のお手元に、「検察官冒頭陳述メモ」「弁護士冒頭陳述メモ」といった紙が配られて、双方がそれぞれの主張を述べ合う機会がございました。この冒頭陳述について、分

かりやすさも含めて、皆様の御感想を教えてください。

6番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（6番）

初めて法廷に入ったときは、率直な感想だけで言えば、テレビでよく見る、ドラマなどでよく見る世界に入ったなと思いました。裁判員選任手続の際には、事件のあらましをざっくりと説明されただけで、選任された後も起訴状しか目を通しておりませんでしたので、実際に検察官や弁護人の具体的な冒頭陳述を聞きまして、双方の主張を基に、これから証拠を調べて、その内容を自分たちでまた話し合っただけで結論をまとめるのだなと、裁判の流れを意識することができました。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

2番の方、どうぞ。

裁判員経験者（2番）

検察官と弁護側が対立しているところ、何がそれぞれにとって最も訴えたいポイントなのか、その辺りがよく分かるような、整理されたものであったと思います。ただ、それぞれにとって都合のいいことばかりが強調して主張されているという印象も強く受けました。

司会者（井野裁判官）

2番の方が参加された事件は、傷害致死罪が成立することについては争いがないものの、どんな暴行だったのか、どのぐらい危険な暴行であったのかという点について、検察側と弁護側との間に激しい対立がありました。その対立は双方の冒頭陳述で把握できましたか。

裁判員経験者（2番）

そうですね。対立点はよく分かりました。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

3番の方に参加していただいた事件は、犯行当時に心神耗弱であったことには争いが無いのに、科すべき刑の重さを巡って激しい意見の対立があるという事案だったわけですが、冒頭陳述の際に主張の対立を把握できたでしょうか。

裁判員経験者（3番）

検察側の主張に関しては割とはっきり分かったのですが、弁護人がどこに重点を置きたいのか、ちょっと分かりづらく感じました。配布されたメモなどを見れば、言いたいことは何となく分からなくもないのですが、実際に口頭で主張をされている際、どこを強調したいのか、分かりづらく感じました。ただ、ここを争うつもりはないよ、ここは検察官とは違ってこういうふう考えてるよ、というのは伝わりました。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

4番の方、5番の方に参加していただいたのは共犯事件で被告人が2人いたため、冒頭陳述も検察官と各被告人側それぞれから、都合3種類出てきたわけですが、混乱した点などございましたでしょうか。

裁判員経験者（4番）

検察官の主張は理解しやすかったのですが、もうちょっと詳しく説明してほしいなとも思いますね。証拠との関係をもっと強調していただけると、もっと分かりやすい内容になるのではないのでしょうか。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

検察官、どうぞ。

法曹三者（寺田検察官）

今のお話は、一番最初に検察官が事案を説明させていただき冒頭陳述の際に、こういう証拠がありますよとか、我々がこういうふうに主張しているのはこう

いう証拠があるからですといった点を端的に説明してほしかったと、こういった御趣旨でしょうか。

裁判員経験者（４番）

はい、そのとおりです。これに基づいてこうなるよという、証拠と主張の流れをちゃんとつないでいただけると、検察官の主張についての理解がより深まったように思います。

司会者（井野裁判官）

冒頭陳述の段階で、こういう主張をするのはこういう証拠が存在するからである、だから今後の証拠調べではこの点に注意して証拠を見たり聞いたりしてほしい、といった意図がより鮮明になると、より分かりやすいということでしょうか。

５番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（５番）

私はもう言われるがままに、ああ、こうなんだこうなんだという感じで受け取っていました。ただ、紙をもらったときにはすごく難しく感じたことも、説明されていくうちに理解できるようになっていきました。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

７番の方の事案ではいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（７番）

冒頭陳述で事件の概要を頭の中に入れたのですが、飽くまで概要なんですよね。なぜこれがこういうふうに流れるんだ、というのが全然見えてこなくて、自分の中では早くから疑問がたくさん出てくるのですが、冒頭陳述の中では疑問に対する答えが全く見出せず、なぜ検察官はこのような疑問に対して何も答えないのかと感じていました。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

検察官にお尋ねしますが、検察官の立場からすると、冒頭陳述には確実に証拠で証明できると考えている事実しか盛り込まないので、裁判員が感じるかもしれない疑問点に冒頭陳述の段階で全て答えることは難しいし、そのようなことを想定もしていない、ということになりませんか。

法曹三者（寺田検察官）

そうですね。不確かなことは基本的には盛り込みませんので、疑問が生じ、残ってしまうのかもしれませんが。とはいえ、なるべく分かりやすい冒頭陳述となるよう、引き続き努力いたします。

司会者（井野裁判官）

1番の方、いかがでしょう。

裁判員経験者（1番）

少年が被害者の事件だったのですが、検察官の冒頭陳述がリアルでとても驚きました。少年から被害の内容を詳しく聞いたのかなと思って、犯罪の悪質さを証明するためには仕方がないこととはいえ、被害に遭われた方も聞き出す方も大変だろうなど、調べる方の重責も感じました。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

弁護人の立場から、いかがでしょうか。

法曹三者（小澤弁護士）

冒頭陳述は、これから、こういう事実を立証していきますというものですから、弁護人としては、評価的なことは抜いて、こちらに有利な事実、こちらが言いたい事実をピックアップして行うことが多くなります。ただ、それだけに分かりづらさを感じられる部分、意図が伝わりづらい部分もあろうかと思えます。皆様が参加された事件において、弁護側の冒頭陳述はいかがでしたでしょうか。

司会者（井野裁判官）

今日お集まりの皆様を担当していただいたのは6つの事案でございまして、改めて振り返ってみても、それぞれの冒頭陳述、まさに千差万別でございます。何かこうあるべきという答えがあるわけでもありません。率直なところで、弁護人が最初に主張していた内容について、何か覚えておいでであれば、教えていただけますでしょうか。

先ほど3番の方は、どこに重点を置きたいのか分かりづらかったという御感想でしたでしょうか。

裁判員経験者（3番）

弁護人の主張は、要するに、被告人は犯行当時、心神耗弱状態であったというものでした。ただ、その点に関しては検察側としても争う気はない、とのことでしたので、にもかかわらず、弁護人が心神耗弱状態であったことに重点を置いて主張していることに違和感を覚えました。その後、証拠調べ等の手続が進んでいくにつれて、弁護人が本当に言いたいことが分かってはきたのですが、冒頭に心神耗弱という点だけ話をされても分からないよと、そういった印象です。心神耗弱だから執行猶予判決をください、という話が最初からあったようにも思うのですが、心神耗弱だから執行猶予が付くと最初に言われても、裁判員には具体的なことが分かりませんので、やはり意図がつかみづらかったように思います。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

1番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者（1番）

どこにポイントということでもなくて、すんなりと、ざっくり読まれた感じでした。被告人が仕事もちゃんとしていて、病気もあって云々と、すんなり終わったという印象で、分かりやすいとか分かりづらいという印象は、受けてお

りません。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

2番の方，どうぞ。

裁判員経験者（2番）

弁護側としては，被害者に非があるという点を非常に強調しておられましたから，分かりやすかったです。

司会者（井野裁判官）

検察官の主張とのコントラストが非常にはっきりした，弁護人の問題意識がよく表れた冒頭陳述だったということでしょうか。

裁判員経験者（2番）

そうですね。ただ，主張の内容が非常にはっきりしている分，被告人に有利なように，という意図もすごく強く出ていたと思います。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

4番の方はいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（4番）

被告人が2人という中で，検察官も弁護人も互いに争う点はなく認めますということで，すんなりいったとは思いますが，弁護人の冒頭陳述からは被害者の立場が伝わってこなかったように思います。

司会者（井野裁判官）

5番の方，同じ事案ですが，いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（5番）

同じですね。情状酌量を求めるのがどうなんだろうかと感じました。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

6番の方、どうぞ。

裁判員経験者（6番）

住居侵入・強盗致傷の事件だったのですが、検察側も弁護側も淡々とした内容だったように思います。お互いが特に争うということもなく、主張の内容としては非常に分かりやすかったという印象です。

司会者（井野裁判官）

7番の方御担当の事件ではいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（7番）

弁護するポイントが少ない中で、弁護人が最大限弁護できるところを主張されていたなという印象、それくらいです。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

争いのある事案と争いのない事案とで弁護人の冒頭陳述の内容も全く違ってきますし、有利なことをどこまでどのように主張するのかという点も、引き続き苦労される点だと思います。参考にさせていただければと思います。

それでは、証拠調べそのものに話を進めますが、大きなところで、証人を呼んできて、ああでもないこうでもないとやった事件とそうでもない事件がございます。まず、証人を呼んできて、いろいろと踏み込んだ証言を聞いた事件、分かりやすかったでしょうか。

まずは2番の方に御担当いただいた事件は、法医学者、関係者、情状証人と様々な証人尋問を実施しましたが、どんな御印象でしょうか。

裁判員経験者（2番）

傷害致死罪が成立するという点に争いはなく、被害者が死亡した原因が被告人の暴行によることまでは分かるのですが、具体的にどんな暴行があってどのように脳に傷害が生じて被害者が亡くなったのかという事実の経過が、防犯カメラがあるわけでもなく状況証拠しかない中で、いろいろな証人の証言を聴い

ても非常に分かりづらく感じられました。

司会者（井野裁判官）

3番の方が参加された事件では、被告人の犯行当時の精神状態について、専門医をお呼びして証言を聴いたわけですが、分かりやすかったですでしょうか。

裁判員経験者（3番）

専門用語が多いので、何のことなんだろうと想像を働かせる部分というのはあって、ある程度言いたいことは分かるけれども、後々説明を受けて、ようやく理解できるという感じでもありました。

司会者（井野裁判官）

専門医の証人には、最初にパワーポイントを使って説明をしていただき、その後双方から質問してもらう方法をとったのですが、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（3番）

すごくよかったですと思います。裁判員裁判に限らず、パワーポイントを使ってプレゼンを行うという方法はよくとられていると思いますし、実際に言葉だけでなく画像を用いて専門用語の説明をしていただけましたので、よかったですと思います。

司会者（井野裁判官）

2番の方御担当の事件では、解剖医の証人に、法医学の分野についてパワーポイントを併用しながら説明していただきましたけれども、いかがだったでしょうか。

裁判員経験者（2番）

こういう状態だったらこういう症状になるといったようなことを、イラストに基づいて説明してもらい、非常に分かりやすかったと思います。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

6番の方に参加していただいた事件では、家族1名を情状証人としてお聞きしたほか、事情があつて被害者の方はお呼びしなかったのですが、できれば被害者の証言を直接聞きたかったといった御感想はお持ちでしょうか。

裁判員経験者（6番）

示談が成立しているとはいえ、実際のところ、被告人を助けられるなら助けたいと思っておられるのか、やはり許せないという部分も残っているのか、その辺りの本人でないと分からない感情について、やはり被害者本人から直接聞いてみたかったという思いはあります。

司会者（井野裁判官）

4番の方、5番の方御担当の事件においても、事情により被害者はお呼びしていないのですが、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（4番）

やはり被害者の方にも一言なり二言なり話をさせていただいて、直接聞いて確かめたかったというのが正直なところですね。被害者の方の一言、どういう精神的な傷を受けたのか、この辺りを直接お聞きすることで、やっぱりこちらの考えも変わるのではないのでしょうか。

裁判員経験者（5番）

確かに、裁判に出ていただくのは難しい事案とも思うのですが、被害者の方から何か一言頂ければ、私たちの考えも変わったように思います。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

7番の方に担当していただいた事件、たくさんの証人の証言を聴きましたが、どんな御印象でしょうか。

裁判員経験者（7番）

証人によっては、私からも直接質問しましたが、嘘をついてるんだろうなという心証を得ました。いろいろな方が入れかわり立ちかわり出てきて証言する

中で、裁判員が実際に話を聴きながら、これは事実なんだろうな、嘘じゃないかなというように考え、後で議論できるというのは非常によいことだと思います。医師の証人尋問もありましたが、医学的な面からきちんと説明をいただき、非常に分かりやすかったと思います。

司会者（井野裁判官）

1番の方御担当の事件では、いかんせん被害者が少年ということで、被告人がやったことを認めていることもあって、お呼びしませんでした。いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（1番）

やっぱり未成年の子供さんなので、ちょっと難しいかなとは思いますが。

司会者（井野裁判官）

その事件では、被害に遭った状況については、被害者の話を聴取してまとめたペーパー、被害者の供述調書を検察官が読み上げるという方法で被害者の話を調べたのですが、内容は分かりやすかったでしょうか。

裁判員経験者（1番）

分かりやすかったと思います。

司会者（井野裁判官）

検察官から、女性の話を男性検事が読み上げたり、男性の話を女性の検事が読み上げたりした際に違和感があったかどうかという御質問も出ておりますが、振り返ってみて、いかがでしょうか。違和感を覚えられた方おられますか。御様子を拝見する限り、余り違和感を覚えた方はおられないですかね。

検察官、どうぞ。

法曹三者（寺田検察官）

被害者の方を直接呼んで話を聞いたほうが分かりやすいという御意見がたくさん出ておまして、私もそのとおりかなと思う一方で、1番の方が担当された事件のように、事案によっては被害者の精神的な負担に配慮する必要もござ

います。争いの有無や事案の内容に応じ、いろいろとバランスに配慮しながら、証人尋問を行うべきか否かを考えているというのが実情です。

ところで、供述調書を取り調べる際に、裁判員のお手元にあるモニターの画面に供述調書を映し出しながら読み上げていくという方法もございます。皆様は経験されていないのでイメージしづらいかもしれませんが、そのような方法については、いかがお考えでしょうか。

司会者（井野裁判官）

どうぞ、3番の方。

裁判員経験者（3番）

私個人としては、それは見えていたほうがいいです。実際に、今でもそうなのですが、しゃべりだけでは伝わらないことっていうのがあると思います。文字という明確なものがあるのですから、見せていただいたほうがいいかなと思います。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

なお、現状では、供述調書の取調べの際は朗読だけをお願いして、供述調書を画面でも見ていただきながらという方法は用いておりませんし、今後ともそのような方法を用いる予定は基本的にはございません。これには、画面でも見えるから長い内容でも分かるでしょうと、どんどん分量が増えていって、その長い供述調書をひたすら読み上げて調べるといったような、昔ながらの立証方法に逆戻りすることを防ぐといった意味合いもございますので、ひとまず御理解いただければと存じます。

テーマを変えまして、検察官から、写真をイラスト加工したりした御遺体や傷跡の証拠を見た際の違和感の有無についても、質問が出ております。

2番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（2番）

被害者が亡くなられた事案でしたが、もちろん御遺体そのものの写真はございませんでした。傷害の部位を映したごく一部の写真はありましたけれども、特に刺激的なものではありませんでした。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

3番の方、どうぞ。

裁判員経験者（3番）

被害者が1歳の事案でしたので、首回りの痕跡はイラストで示されました。映像で実際に出てきたら本当にトラウマになりかねないので、そのような方法が妥当だと思っています。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

7番さん御担当の事案ではいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（7番）

イラストはありましたが、写真は当然出てきてません。イラストを見て精神的なショックを受けるということは、私自身はありませんでしたが、人によってそれぞれ受け取り方は違ってくるでしょう。個人的にはある程度なら大丈夫かなと思っていますが、何とも分からないところです。ただ、写真から受ける印象とイラストなど加工された証拠から受ける印象とで心証の差は生じると思いますので、影響の度合いを考えると、疑問も感じます。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

検察官、どうぞ。

法曹三者（寺田検察官）

御遺体等の写真を直接見た場合に大きなショックを受ける方がおられることは間違いなく、裁判所も非常に気を使い、検察官も試行錯誤を続けております

が、検察官としては、裁判員の皆様に犯罪被害の実態をできる限り分かっていたいただきたいですし、御指摘いただいたように、写真とイラストでは受ける印象、心証形成の度合いが異なってくるところもございますので、引き続き、様々なバランスを考えながら、立証方法について工夫していきたいと思っております。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。裁判所としても、実態を忠実に再現することの重要性は理解しつつ、最終判断を下す裁判体の冷静さを確保することも裁判の命でございますので、これからも、事案ごとに検察官、弁護人を交えて意見交換しながら、調和の取れた証拠調べを目指していきたいと考えております。

検察官から、もう1つ質問を頂いております、被告人質問の際の検察官の態度が攻撃的に過ぎると感じたことがありましたかということで、いかがでしたでしょうか。

2番の方、どうぞ。

裁判員経験者（2番）

事件そのものとは少し離れた、日常的な、例えば仕事場における被告人の行動とか、それが周囲に及ぼしている影響とか、今回の事件に直接は関係なさそうに思える事柄を突き付けているように思えることはありました。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

どうぞ。6番の方。

裁判員経験者（6番）

割と淡々と進んだ感じでしたし、検察官は証拠に基づいて当たり前のことを尋ねているという印象で、全く攻撃的だとは思いませんでした。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。皆様に参加していただいた事案では、検察官による被告人質問、特に攻撃的と感じられた方はいらっしゃらないようですね。

ところで、証拠調べの際、裁判員の手元のモニターに書面を映しながら、証人や被告人に書面を見ながら答えてもらったり、書面に記入してもらったりと、検察官も弁護人もいろんなやり方を工夫しておられますが、分かりやすかったでしょうか。うなずいておられる方が多いですので、全般的には分かりやすかったなという振り返りでよろしいでしょうかね。検察官と弁護人には、分かりやすい証人尋問、被告人質問に向けて、様々に工夫しながら取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

それでは話を進めまして、証拠を見たり聞いたりした後に、検察官がこれこれこうだから被告人は有罪で、こういう刑が相当といったことを主張する論告と、いやいやそうじゃないんだということで弁護人が被告人は無罪である、あるいはもっと軽い刑がふさわしいといったことを主張する弁論がございました。この論告や弁論につきまして、皆様どのような御感想を持たれましたでしょうか。

3番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（3番）

検察側に関して言えば、冒頭陳述のときから一貫して同じことしか主張していませんでしたので、違和感を覚えませんでした。弁論については、証拠調べの際の被告人質問で、こう言っては申し訳ないのですが、本当に弁護する気があるのだろうかと感じることもあったものですから、冒頭から最後まで執行猶予付きの刑がふさわしいという主張自体は変わっていないとはいえ、本当に最後までその主張でいいのかという違和感を覚えました。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

他の方は、検察官、弁護人の立場からするとおおむねそういう主張になるんだろうなという感じで、分かりやすかったという御感想でございましょうか。

福本さんは裁判官として評議に参加し、論告や弁論についての裁判員の御感

想に接しているわけですが、どのような御感想が多いでしょうか。

法曹三者（福本裁判官）

裁判員の皆様には、評議の際も論告や弁論を見ながら最後まで熱心に話し合っていたいただき、その中で検察官も弁護人もよく工夫されている、主張を分かりやすくまとめているといった御感想を頂いている例が多いように思います。本日御参集の皆様が担当していた事案でも同様であったと思います。

司会者（井野裁判官）

評議の場面では、証拠調べの結果を踏まえて作成された論告メモ、弁論メモを双方の主張の拠り所にしながら、証拠の中身と突き合わせて、主張の可否を判断していくこととなりますので、検察官、弁護人には、証拠調べの中身を踏まえた、より分かりやすい論告、弁論をお願いできればと思っております。

話を進めまして、裁判所が判決に向けて行う話合い、評議についてですけれども、被告人が有罪であるとの結論に達した場合には、毎回、量刑検索システムを使って、棒グラフのようなものや他の事案のあらましを見ていただきながら刑を決めておりますが、分かりやすさ、使い勝手はよろしかったでしょうか。皆さんうなずいておられますね。あのシステムを使わないと、本当に何をよすがに刑を決めればいいのか分からなくなりますので、引き続き、積極的に活用していきたいと思っております。

それから、評議の際には十分に意見を述べて議論することができましたでしょうか。5番の方、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（5番）

全くの初心者だったのですが、きちんと説明を受けて、証拠や主張の内容も把握した上で、自分なりの答え、意見を出せたので、私としては、非常によかったのではないかと考えています。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

4番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（4番）

私も大体同じような考えです。ただ、量刑検索システムを見ていけば、このような行為に対しては懲役何年だよと、はっきり示しがついてくるところもあるとはいえ、事案ごとにやっぱり内容は違ってくるわけですし、初犯だろうが再犯だろうが、有罪判決を通じて罪人と位置付けるわけですから、重たいものは重たい、酌むべき情状は酌むというのをそれぞれ打ち出していけるように、裁判長にもう少し吟味ができるような説明をしてほしかったと思います。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

7番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者（7番）

この点については、特に意見はございません。

司会者（井野裁判官）

どうぞ、2番の方。

裁判員経験者（2番）

評議の際に、被害者と加害者、それぞれの強みというか弱みというか、その辺りをそれぞれ比較しながらたくさん出し合って、結構時間を掛けて一つひとつ分析してチェックできましたので、よかったと思います。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

3番の方、どうぞ。

裁判員経験者（3番）

量刑検索システムを使って、量刑の考え方について裁判官から本当に分かりやすい説明をしていただいた上で、しっかり全員から話を聞くというスタンスで、この人がこういうふうを考えているというのをお互い踏まえながら、私自

身も言いたいことを言わせていただいて、その上でしっかりと量刑の結論を導くことができましたので、非常によかったと思っています。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

6番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者（6番）

過去のデータを見ても、全く一緒の事案はありませんので、いろいろと意見を出し合いながら、今後の参考にもなるように、もっとしっかり話し合おうということで、いい評議ができたと思っています。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

1番の方、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（1番）

量刑検索システムを使って、たくさんの性犯罪の事例と刑を見せていただきながら、それを踏まえた上で、皆さんと話し合うことができました。

司会者（井野裁判官）

ありがとうございます。

それでは、意見交換会を終えるに当たりまして、冒頭でも触れましたとおり、裁判員制度が実際に動き始めて来年5月に10周年を迎えますし、その先も裁判員制度は続いていきます。これから裁判員や補充裁判員になられる方々に向けて、元気の出るメッセージを是非ともお願いできればと思っています。

冒頭では1番の方からお願いしましたので、7番の方からということで、お願いできますでしょうか。

裁判員経験者（7番）

いろいろ不安はあると思います。御遺体の写真を見せられるのではないかと、何か人の人生の先行きを決定するような責任は自分は負えないのではない

かとか、いろいろと不安に感じられるでしょうし、職場の関係で参加しづらいというのもあるかと思います。

ただ、裁判員裁判に参加する機会が得られたのであれば、積極的にやっていたら、参加した意義というのが必ず得られると思います。刑事裁判について自分たちなりに考えることができる、せっかくの機会ですので、是非、参加してみてくださいと思っています。

裁判員経験者（6番）

確かにいろいろと不安に思うところはありませんでしたが、事件の内容も本当に様々で、人に対する有罪無罪や刑を決めることに当たっての重みや責任も伴いますが、間違いなく自分にとってプラスの経験になったと思っています。

無理強いするつもりはありませんが、少しでも興味があれば、他の皆さんにも是非参加してもらいたいです。

裁判員経験者（5番）

参加するまでは全く裁判に関して興味がなかったのですが、実際に裁判員として参加させていただくことによって、気持ちも変わりましたし、ものすごくプラスの経験になって、本当によかったと思っています。

仕事で出られないという厳しい現状もあるとは思いますが、どんな事情があったとしても、参加できるのであれば皆さんに参加していただきたいですし、参加した経験を通じて、「裁判員制度って余り堅苦しいものではないんですよ」というメッセージがどんどん広まっていけばと思っています。

裁判員経験者（4番）

皆さんと大体同じような考えですが、裁判所という存在が身近なものとして自分の手元に来るとというのが、初めは非常に怖く感じられたのですが、いざ自分が裁判員として携わってみると、いかに裁判というものが大切か、ひしひしと感じることができました。

検察官が事件を起訴して流れを作って、弁護人が被告人を守って、裁判所が

証拠に基づいて1件1件判断していくという刑事裁判の仕組みは、正直一般の方々に知られていないと思います。裁判員制度を通じて、刑事裁判が少しでも身近なものとして捉えられるように、このような意見交換会の機会を設けたり、評議の時間をもう少し長くにとって、こうだったああだったと自分の意見を述べる機会を増やしていただければ、法治国家における刑事裁判の役割が、もっともっと一般に浸透していくように思います。

自分としては本当に勉強になり、いい経験をさせてもらったと思っていますし、他の方が選ばれた場合には、周囲の方も裁判員の職務というのを理解していただき、もう絶対、行っておいでぐらいの肩たたきをしていただけたらと思っています。

裁判員経験者（3番）

冒頭でも是非参加してほしいとお話ししましたが、事情があって参加できない方がいらっしゃることも当然分かっております。ただ、皆さんが言われているように、参加できる環境があるのであれば、参加する意思を持っていただくとよいかなと思っています。

裁判員経験者（2番）

裁判員や補充裁判員になることは、刑事裁判への参加を通じて、究極的に言えば、公正公平の頂点たるものを体験し、冷静に事案を裁き正義の実現に関与できる、ほとんど唯一のチャンスだと思います。100年後ぐらいには、全国民が経験ができていればと期待します。

裁判員経験者（1番）

冒頭にお話ししたように、1度しかない経験かもしれませんが、裁判官と一緒に仕事をする中で刑事裁判の理解も進むせっかくのチャンスですので、機会があったならば、是非やってみてくださいと、皆さんにお伝えしたいです。

司会者（井野裁判官）

皆様ありがとうございました。

それでは、皆様から貴重な御意見を伺って参りましたが、意見交換会といたしましては、ここまでとさせていただきます。

この後、報道関係者との質疑応答の時間を設けておりますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

5 質疑応答

司会者（総務課長）

それでは、最初に幹事社の方から代表質問をお願いいたします。

記者クラブ（A社 a 記者）

幹事社のA社から、代表質問ということで何点か質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、裁判員経験者の皆様にお尋ねしますが、裁判に参加したことで、その後の日常生活に変化が生じた点はございますでしょうか。もう1点として、どうすれば裁判員裁判への参加を辞退される方、辞退率が減少するのかという点について、こうすれば皆さんにとってより魅力的な制度になるのではないかという、何かお考えの方法がございましたら、教えていただけますでしょうか。

裁判員経験者（1番）

日常生活で変わったことというのはそれほどないのですが、裁判員裁判に行ったんだよという話を職場でしたときに、どんな様子であったかと興味を示された方が何人かおられて、裁判員の選び方やその後の手続の流れについて話をさせていただきました。

辞退率を減少させるためには、やっぱり、選任されるまでの手続の中で、「難しくないですよ、誰でもできますよ」とアピールする文章をもっと入れておくといいのかなと思います。

裁判員経験者（2番）

日常生活での変化といえば、地方版に出る裁判員裁判、誰々裁判長っていう新聞記事をよく見るようになりました。刑事事件に対する関心も深くなりました。

たし、裁判員を務めた経験を近隣で話すようにもなりました。

辞退率を減少させるためには、経験者の体験談を積極的に広報していただければと感じます。

裁判員経験者（3番）

日常生活の上で特に変化はありません。周囲には新聞に載ったことぐらいしか話さない感覚ですので、基本的には余り変わったところというのはいないです。

辞退率を下げるという点では、どうしても遠方の方、お年を召した方の辞退率は高くなると思いますので、遠方の方、御高齢の方にとっての参加のしやすさについて、何かもっと配慮できないのかなと思います。

裁判員経験者（4番）

裁判員となって変わった点としては、裁判というものにより身近に興味を持つようになったということ、裁判の重大さを肝に銘じたということでしょうか。

私からの問いかけになります。新聞やテレビ、マスコミ等で報道されるとおり裁判の数は多いのに、山口で刑事裁判を担当する裁判官は正直言って数名しかおりません。もっと増やしていただければ、事案ごとにもっと十分に対応する時間ができるのではないかと、私なりに考えます。裁判官をもうちょっと休ませてあげたいなと思うことがありますね。

有罪となれば、1人の人間を罪人とするわけです。そのことを誰もがはっきりと理解できるかどうかの問題だと思います。私としてはいい経験でしたので、この経験を周囲にはっきりと伝えていきたいと思っています。

裁判員経験者（5番）

会社の同僚に経験を話したり、ニュース、新聞をよく見るようになりました。

辞退率の関係では、どうしても仕事の関係で参加しづらいという方がいらっしゃるかと思いますので、「裁判員裁判はこういうものですよ」というのを企業、職場に向けて大々的にお知らせしていくというのも一つの手ではないかなと思います。

裁判員経験者（6番）

変わったことはそれほどはないのですが、強いて言うなら、テレビを見ているときなど、裁判の見方が変わりました。

辞退率については、どうしても裁判の日程があらかじめ決められていて、選択肢がないのがネックだと思います。

裁判員経験者（7番）

日常生活で特に変化した点はありません。

辞退率を減らすための具体的な方法ですが、学校教育を通じて、裁判員制度についての教育を徹底して、若い世代の意識を変えていくことが必要かなと思います。

それから、裁判員裁判の普及のためには、現状では裁判員裁判の対象は非常に重大な事件に限られておりますけれども、もっと簡単な事件も裁判員裁判の対象にしていく必要があるのではないかと思います。

参加のしやすさという点では、旅費日当が法律に従って支給されているとはいえ、もっと旅費日当の支給要件を緩和して、裁判員の費用負担を極力減らすべきではないかと思います。

それから、ロコミ効果を期待して、守秘義務を緩和したほうがいいのではないかという議論があるやにも聞いておりますが、私は反対の立場というか意見を持っております。

司会者（総務課長）

ありがとうございました。

法曹三者への代表質問もございましたら、続けてどうぞ。

記者クラブ（A社 a 記者）

裁判員経験者の皆様、ありがとうございました。

続いて、法曹三者にお尋ねしますが、裁判員裁判の場合には、短い期間の中で裁判員の方に分かりやすく主張立証しなければならないといった、他の裁判

と異なる点があるわけですが、それぞれの立場で、裁判員裁判ならではの準備等がありましたら、教えていただけますでしょうか。

法曹三者（井野裁判官）

裁判員裁判の場合、当然のことながら集中審理が前提となりますので、公判前整理手続の段階で、集中審理に向けて当事者の主張と証拠を整理して、検察官、弁護人にいかに過不足のない主張と立証を準備していただくかという点に重きを置くこととなります。

また、法廷での証拠調べの在り方につきましても、既に出てきておりますとおり、裁判員の皆様方に実感を持って証拠の内容、事案の内容を把握していただく必要がございますので、証人尋問、被告人質問といった人証を中心とした立証活動を基本として、審理計画を策定することが多くなります。

さらに、冗長な主張立証により審理期間が延び、不必要に参加しづらい日程となるのを防ぐため、証拠調べの範囲を適正なものに納めるといった配慮もより重要となってきます。

法曹三者（寺田検察官）

検察官の準備の負担ですが、時間もとられ人手もとられ、実質的に非常に大きいです。先ほど裁判官からありましたとおり、基本的に人証を中心とした立証を準備し、証拠書類の取調べはできるだけコンパクトにという要請がありますので、その対応にも相応の負担がございます。

法曹三者（小澤弁護士）

被告人側の負担も大きいです。まず、集中審理に対応するため、連続する数日間の日程を確保し予定を空けなくてはなりませんし、公判前整理手続もありますから、同手続に向けた時間の確保と準備も必要になります。それから、裁判員裁判の場合には弁護側の冒頭陳述も義務付けられますので、その準備も必要になります。

それから、冒頭陳述、証拠調べ、弁論を通じて、法曹三者であれば職業上の

経験を踏まえて分かるような専門的な点を含め、一般の裁判員の方に御理解いただけるよう、分かりやすさを意識して、時間を掛けて配布資料等を準備し、口頭での説明を組み立てる必要がございますし、出ておりますように、証人尋問や被告人質問による立証が中心ですから、尋問に向けた準備にも相当の時間を要します。

さらには、山口県において、裁判員裁判は山口地裁本庁でしか行われませんので、私は岩国から来ておりますが、本庁から離れた下関、宇部、萩、周南、岩国といった地区を拠点とする弁護人が裁判員裁判を担当する場合には、移動にも相応の負担を伴います。

法曹三者（井野裁判官）

この機会に、立場を超えて若干補足いたしますと、法曹三者にとっての裁判員裁判それ自体の負担につきましては、それぞれ御案内させていただいたとおりなのですが、裁判員裁判の件数というのは、例えば山口地裁本庁に係属して刑事事件の1割にも満たないのであって、9割以上は裁判員裁判ではない、裁判官だけで担当する事件であり、それぞれに被告人を始めとする関係者がいるわけです。裁判員裁判を集中審理で繰り返し実施していく中で、他の9割から9割5分の事件を、被告人の迅速な裁判を受ける権利に配慮しながらどのように進めていくのか、御質問の裁判員裁判の負担そのものではございませんが、刑事裁判全体にわたる大きな課題であると思っております。

司会者（総務課長）

代表質問は以上ですが、個別質問はございますか。

記者クラブ（B社b記者）

審理の過程で分かりにくく感じられた部分について、質問をしたりする場があったかどうか、あったとしたら、できなかった理由について、お尋ねします。

裁判員経験者（4番）

検察官の読み上げを聞いていると、一般人にはよく分からない専門用語がも

のすごく多く出てきますので、その中身について、補足して説明をしていただけると、すんなりと入っていけるように思います。

記者クラブ（B社 b 記者）

その補足説明を求められるような雰囲気じゃなかったということでしょうか。

裁判員経験者（4番）

そういうことではありません。不審に思った点は、被告人質問の機会に直接尋ねて、被告人の言葉で解消することもできましたし、非常に有意義だったと思います。

記者クラブ（C社 c 記者）

先ほど、4番の方が評議の時間をもっと長くにとって、自分の意見が言える時間があればというお話をされてましたけれども、量刑を判断する上で、裁判にかける日数は適当だったでしょうか。

裁判員経験者（3番）

私が参加した事件に関して言えば、適当な日数だったかなと思っていますが、それこそ事件ごとに必要な日数は違ってくるでしょうから、一概には言えないところです。

記者クラブ（D社 d 記者）

多くの方から、裁判員裁判を経験されて、テレビだったり新聞の記事だったり、裁判の見方が変わったというお話をいただいたわけですがけれども、改めまして具体的にどういうふうに変ったのかという点や、本当はこういうことを言いたかったわけではないのになど、報道に違和感を覚えられた点があったかどうか、その他、何でも結構ですので、報道機関にアドバイスをいただければと存じます。

裁判員経験者（3番）

余り強くは言えないのですが、裁判員を経験するまでは、裁判は自分とは全く関係のない他人事になってしまっていて、誰が何をやってどういう裁判を受

けたかというのを、ほぼ右から左に聞き流すような感じだったわけですが、裁判員裁判を経験してからは、報道で事件について見たり聞いたりした際、今までみたいな聞き流しではなくて、もう少し、一歩とどまって、考えるようになりました。

裁判員経験者（2番）

評議の際に先例も参考にしながら刑を決めていったわけですが、その経験によって、いろいろな状況、事情に応じて刑が決まるということを、冷静に分析して考えられるようになりました。

記者クラブ（E社●記者）

4番の方にお尋ねします。双方の主張に接する過程で、御自身の気持ちが揺れることもあったと思うのですが、最終的な御自身の判断は、何を根拠に決められたのでしょうか。

裁判員経験者（4番）

裁判官から説明も受けながら、事例を見ながら皆さんと討論していく中で、とにかく行ったことに対してきちんと償いをしてもらいたいと、その観点からはっきりと自分の考えを説明したつもりです。

司会者（総務課長）

それでは、時間となりましたので、質疑応答を終了します。

司会者（井野裁判官）

最後に御挨拶申し上げます。

裁判員経験者7名の皆様には、非常に貴重な御意見をたくさん頂戴いたしました。繰り返し御案内しましたとおり、来年5月には裁判員制度10周年の節目を迎えます。本日いただきました御意見を参考に、よりよい裁判員裁判の実現に向けて、更なる工夫を積み重ねて参りたいと存じます。長時間にわたりまして、本当にありがとうございました。